

専門部会等設置要綱

(目的)

第1 宮城県食の安全安心危機管理対策本部設置要綱第5の規定に基づき設置される専門部会その他必要な組織（以下「専門部会等」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 専門部会等は、特定事案に係る調査、分析及び対応策の検討その他、宮城県食の安全安心危機管理対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める事務を所掌するものとする。

(組織)

第3 専門部会等は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、部会長は本部長が、副部会長及び部会員は、部会長が必要の都度指名する。

2 部会長は、専門部会等の事務を統括し、専門部会等を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 専門部会等の会議は、部会長が、必要に応じて招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要に応じて専門部会等の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5 専門部会等の庶務は、部会長が指定する課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、専門部会等の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。